

【 会 議 録 （ 概 要 ） 】

実施日時： 平成 31 年（2019 年）4 月 19 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 10 分

会議名	越谷市行政経営審議会 平成31年度第1回会議	実施場所	越谷市役所 本庁舎5階 第1委員会室
件名/議題	【平成 31 年度第 1 回会議】 1 開会 2 議事 （1）諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について 3 その他 4 閉会	会議資料： （ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）	
出席者等	出席委員 安嶋委員、宇田委員、延与委員、延寿寺委員、大野委員、大谷委員、小室委員 田中（茂）委員、手塚委員、戸張委員 欠席委員 浅井委員、栗田委員、坂本委員、横家委員、田中（由）委員 事務局 利根川行財政部長、高橋行財政部副部長、大熊行政管理課長 行政管理課：相田副課長、中山主幹、松本主事 傍聴人 なし		

●主な意見等

【平成 31 年度第 1 回会議】

1 諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」全体について

- ・ “まんまるよやく”について、越谷市の施設については越谷市にプライオリティ（優先権）を設けてもよいのではないかと。
- ・ “まんまるよやく”について、5市1町の枠組みとしての越谷市民とそれ以外の市民という既成の括りではなく、5市1町の枠組みの中においても、越谷市民と4市1町という括りがあったとしてもよい。
- ・ 市内の同規模・同類施設や近隣自治体との比較考慮によって、最終的な使用料が決定するという考え方は、自治体経営として、また、財政の観点から疑問だ。
- ・ 施設の稼働率を使用料に反映することについて、あまり他市を気にする必要はない。
- ・ 施設毎の稼働率について、利用が集中する曜日や時間帯があることから、一概に高い低いと言えない。
- ・ 使用料の決定に当っては財政に影響が出ないように。
- ・ 使用料の算出は機械的に行うものではない。

<まとめ>

改定案は全体として了承する。

2 答申案の策定作業について

- ・ これまで出された意見や要望等のうち、答申の中に盛り込み得るものを事務局によって取捨選択し、事務局が会長と相談の上、答申案を起草し、次回の審議会にかける。

【次回会議】

平成 31 年 5 月 23 日（木）13：30～予定

平成31年（2019年）4月19日（金）13時半～
越谷市役所本庁舎5階 第一委員会室

越谷市行政経営審議会

平成31年度（2019年度）第1回会議

次 第

1 議事

諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について（第4回）

2 その他

○行政管理課主幹 ただ今から平成31年度第1回越谷市行政経営審議会を始めさせていただきます。

○議長 本日の審議会は、前回、前々回と同様に「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案の4回目の審議になります。活発なご意見をいただければと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○行政管理課主幹 いらっしゃいません。

○議長 それでは早速議事に入ります。

前は「減免」を中心に、それ以外の事項についてもご審議をいただきました。本日は「改定案全体」にわたってご審議を頂き、諮問にかかる議論を1時間ほど、残りの時間を答申についてご審議いただきます。

では、前回、「減免」についての質問の回答からお願いいたします。

○行政管理課長 はじめに、前回の審議会でのいくつかのご質問等につきまして回答させていただきます。

1点目として、使用料算出にあたっての稼働率の条件を100%としている考えはどうか。使用料の算定にあたり、稼働率を考慮すべきではないのか。というご意見がありました。

このことについては、今回に持ち越しとなりましたので、この後、ご議論いただきたいと思います。現行の基本方針、さらには改正後の基本方針においても、稼働率を100%とした理由について、改めてご説明させていただきます。

私的経済において、モノの値段を決める際には、例えば飲食店の場合ですと、コストは当然ですが、客席の「稼働率」等をもとに商品単価が設定されるものと思います。特に、客席の「稼働率」は売上げに直結する大きな要因ですから、経営者にとっては関心のあるところだと思います。一方、公共経済におきましても、例えば、公共施設の使用料の価額算定に際して、コストを適正に反映することは、今日、確立した考え方です。公会計制度上も、「行政コスト」といって、国の基準により、人件費、物件費、委託料、減価償却費、公債費の利子分などのフルコストを計上することになっております。しかし、先ほど申しました、客席の「稼働率」に相当します施設の「稼働率」という概念は、公会計制度のなかでは示されておりません。従いまして、自治体によっては、「稼働率」を考慮しているところと、考慮していないところ、又は考慮している場合でも

稼働率を100%としているところもあれば、それ以下のところもあるなど混在しており、各自治体がそれぞれの判断で対応しているというのが実態です。

そのような実態の中で、本市は、現行の基準も、このたびの改定案におきましても、稼働率を100%としているところです。その理由は、使用料単価の水準を定めるにあたっての一般的な考え方として、施設の稼働率が高ければ、稼働率が低い場合と比較して、使用料単価の水準は低くなります。逆に、施設の稼働率が低ければ、稼働率が高い場合と比較して、使用料単価の水準は高くなります。

しかし、稼働率の高低に合わせて、使用料に格差を設けることは、公共料金のあり方としては、市民から中々理解され難いのではないかと思います。

したがって、現行についても改正後についても稼働率を100%にしているわけですし、この点は、是非ご理解いただきたいと思います。

続きまして、前回審議会におきまして越谷市の各施設の稼働率の実態、そして他の市の実態がどうなっているのかというご要望をいただきました。

お手元の資料1をご覧ください。この表は、本市の主な51施設の平成28年度の実稼働率です。

表の各施設の右が利用可能な部屋の全コマ数で、たとえば中央市民会館の会議室であれば、午前の部、午後の部、夜間の部の3コマございます。施設ごとに年間提供可能な全コマ数を合計したものを記載しております。その右は実際に利用したコマ数で、一番右端が利用可能なコマ数に対して実際利用したコマ数の稼働率です。

この51施設のうち、稼働率が一番低いNo.12の川柳地区センター・公民館の28%から、一番高いNo.27の総合体育館の第2体育室の89.6%まで、その稼働率はまちまちです。

表の右下の数字は、全51施設の平均稼働率です。

資料2は、施設使用料の算定に際しての、稼働率の反映と比較考慮の有無を調べたものです。

表の左側半分は、近隣市町において、使用料に関する基準や方針が有るか否かと、施設の稼働率を考慮しているか否かをまとめたものです。

まず、本市のような基本方針等を策定しているのは川越市と八潮市。施設の稼働率を考慮しているのは川越市のみです。

表外の2が、全国54の中核市のうち、回答があった45市についての調査結果で、使用料に“稼働率を反映している”と回答したのは14市。稼働率を反映していない”と回答したのは26市。

また、同じ中核市の佐世保市や宮崎市では、その基本方針の中で、“稼働率は考慮しない”と明記しております。

次に、前々回（第2回）の審議会でも頂戴したご意見ですが、使用料等の算式で、「原価」に「受益者負担割合」を掛けた後に、近隣自治体や類似の施設等の価額を考慮して決めることに違和感があるとのことのご意見がありました。

この件も、前回の説明の繰り返しになって恐縮ですが、「原価」に「受益者負担割合」を掛けただけですと、価額は大変高いものになってしまいます。

使用料等は施設等の受益者に対してその対価を求めるわけですが、一方で、納税者であれば、税負担という形で施設等の建設整備費を負担していただいております。言ってみれば、「租税負担」と「受益者負担」の二重負担をしていることとなります。この点がモノの価額を決める際の市場価格（マーケット・プライス）と考え方が大きく異なっているところです。例えば、地区センターの会議室について、適正な原価だからといって、一回2,000円あるいは3,000円の使用料を設定することが、受益者の負担感とは別に、公共料金の水準として適当だろうかという大きな疑問があります。施設を繰り返し使用する方にとって、この額は大変な負担になるはずです。「原価」に「受益者負担割合」を掛け、最終的には類似の施設との均衡を考慮して、プラス・マイナスの加減をすることによって、同規模の会議室であれば、市のどの施設においてもその価額に大きな差異が生じることなく、施設間格差のない使用料でご利用できる環境を提供することが出来るものと思いますので、是非、ご理解いただきたいと存じます。

資料2の右側は、使用料の価額を最終的に決定するに当たり、同種・同規模の施設や近隣市町との比較考慮をしているか否かの実態です。

市内の同種・同規模の施設との比較考慮しているのは7市中6市で、近隣自治体と比較考慮しているのは7市中5市です。

次に、使用料の価額に施設への利便性を考慮してもよいのではないかとのご意見を頂きました。

ご意見の趣旨は、施設への交通アクセスの良し悪しによって使用料の価額差を設けてはどうか。ということであろうかと思えます。

そこで利便性の捉え方ですが、例えば、今日のマイカー所有社会にあって、公共施設が駅に近いからといって、あるいは公共施設までのバス路線が充実しているからといって、利便性が良いとも言い切れませんし、マイカーのない方やマイカーを使用しない方にとっては、公共施設の駐車場が広いことは利用に当たっての魅力でもないわけですし、つまり、公共施設の利用者によって、利便性に対する価値観が異なりますので、一律に使用料に反映させることは困難だと考えます。

○議長 ありがとうございます。総じて申し上げますと、行政の経営については公平性と効率性のバランスが大切になってくるというのは皆様ご存知のところだと思います。民間企業の場合はサービスのターゲットを選べますが、行政の場合は、すべての住民を対象にサービスを提供しなければならないため、単純に効率性だけを追及することはできず、公平性をあわせて考慮しなければなりません。

1980年代ごろから民間の経営手法を行政にも取り入れていくという動きが盛んにありましたが、そのなかで一番大きな問題となってくるのは効率性を追求する中で公平性をいかに保つかというバランスの問題です。従いまして、必ずしも効率的ではない方法を取らざるを得ない場合もあります。しかし、それをどの程度とするかを、その行政単位、主権者たる住民がどの程度是認するかにかかってくるかと思えます。

市の説明は、公平性を担保するうえでは、効率だけでは図れない部分もあるとお考えいただければと思います。

それでは、市の説明や改定案全体を通してご意見等あればお願いいたします。

○委員 私は基本的には今のお考え方で結構だと思います。

補足いたしますと、単に稼働率の高い低いではなく、稼働率を比較することによって、行政上の問題点や改革点が出てくるのではないかと思います。例えば、しらこぼとテニスコートの稼働率は77%、平方公園のテニスコートの稼働率は33%です。同じテニスコートでも差があるのはなぜかということが、稼働率がわかることによってはじめて比較ができるようになります。また、総合体育館の稼働率が高いというのは、他に施設がないからという理由があります。会長が言うように、効率性だけではなく、公平性、さらには公益性があるために稼働率が高いのだと私は思います。決してコスト至上主義ではありません。このような稼働率という一つの考え方を分析して、次の政策に移す基本的なデータとして使っていただければ非常に結構だと思います。

○議長 ありがとうございます。

○委員 私も同様に、これから先の審議会をやっていくにあたってよい資料かと思えます。

わたしは武道をやっている身ですが、(越谷市民でありながら)公民館等を利用する際には、朝5時ごろからまんまるよやく制度(埼玉県東南部地域(越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町)公共施設予約案内システム)で施設の予約をしなければなりません。なぜこんなに苦労して青少年の育成を

しなければならぬのか。わたしは、予約をする会員に謝っているのです。まんまるよやくは永久に変えることはできないのかと思っております。私たちの団体としては つらい、残念、情けない、市民税を納めている越谷市本体としていつもそう思っております。

皆さんが我々の普段の意識をお持ちいただければありがたいと思います。

○議長 まんまるよやくというのは、予約の受付開始時は他の市や町と同じなのでしょうか。

○行政管理課長 同じです。

○委員 まんまるよやくのシステム上、予約や登録作業というのが難しい部分もあります。

○議長 いまの意見を担当課に伝えてください。

○委員 本論（改定案）については賛成です。

○委員 まんまるよやくについては、当初から使用していましたが反対でした。これは突き詰めると税金の公平性の問題となってきます。ある市ではスモールガバメント（小さな自治体＝金をかけない運営）、施設も多く作らずにあまり税金も取らない。せめて越谷市の施設については少し越谷にプライオリティー（優先権）をつけるように、そして他の市の施設はその市にプライオリティーがつくようにすればよいのではないかと思います。しかし私の予測ですと、他の市は反対されるでしょうね。今のおりということではないでしょうか。

○委員 稼働率の表で、運動場は一つ一つがコマ数として換算されているのでしょうか。それとも施設の部屋だけの稼働率となっているのか、たとえばテニスコートでしたら6面あるところならば、6コマとして換算されているのか。

それから稼働率がこの数字で、まんまるよやくで予約がとれないというのはよくありますがなぜでしょうか。稼働率が100%を超えているところはなく、高くても80%、多くは30～40%という数字はどうしてなのでしょう。

○議長 事務局でお答えいただけますか。

○行政管理課長 まず、コマ数の考え方についてですが、貸し出し単位を一つのコマとして考えています。午前の部、午後の部、夜間の部というように分かれており、午前の部であれば、午前の部を1コマとし計算しまして、すべての部屋の年間の全コマ数を計上したものが表の中ほどの利用可能な部屋コマ数となっています。それに対して実際に利用した全コマ数で稼働率を出させていただいています。また、運動場についても貸し出しの単位で計算をさせていただいている状況です。

次にまんまるよやくに関してですが、休日、平日もあわせた全コマ数に対する稼働率になっております。全体の平均としては、たとえば中央市民会館は55%となっておりますが、当然ながら貸し出しが集中する市民の希望が多い時間帯もございます。その時間帯に集中してしまい予約が取れないという状況が発生していると考えております。

○委員 稼働率の表の桜井地区センターから南越谷地区センターは30、40%、多くて50、60%のところもあります。しかし、地域コミュニケーションが盛り上がってくれば、そして若い人々が地域に参画する意欲が上がってくれば、稼働率は高まると私は思います。

2点目に、前回の審議会の参考資料を読み上げたのですが、この中の市民以外の方の使用料の割増率等一覧という表があり、右側に市民以外の割増率等というのがあります。越谷市民以外だから料金を多くとったほうがよいというのではありません。以前、中間料金エリアの料金体制表をまんまるよやくとは別にもう一度考え直したほうがよいのではないかとという観点から申しあげたことがございます。

市民以外のというものには5市1町の方々の該当するのでしょうか。

○行政管理課長 5市1町の方は市民として同料金が適用されております。5市1町の方以外が市民以外です。

○委員 そうであれば、5市1町は中間領域という部分を設けて、料金を少し上げて設定する方法もあります。5市1町の方もいざとなったら向こう三軒両隣という言葉もあるように、災害の場合においても助け合うわけです。改定案の減免事由の5号も、自然災害等の多大な経済的損失を受けた仲間として取り扱ってよろしいのではないかと私は思います。もう少し冒険的に考えていただければというのが私の意見です。加えて、今までの5市1町とそれ以外という2つの分け方ではなく、3つにゾーニングし、中間領域を設けたらよいのではないかと考えています。

○議長 使用料に直接関係するため、答申案の付加意見に反映させるというの
も考えられます。ありがとうございました。

○委員 稼働率について、70%を超えたら実際はフル稼働だと考えます。そ
のように市も認識していただいて結構だと思います。理由としては、この資料
では月曜から日曜日までが対象となっていますが、現役世代の65歳以下の方
は平日は使えません。したがって、利用率が低いのは当たり前です。テニスコ
ート一つとっても、土日はほとんど予約が取れません。田中委員がお嘆きにな
るところだと思います。青少年が使うのは土日ですからね。

土日はフル稼働で平日は空いているということになりますが、(だからといっ
て)平日は閉めるということもできませんから、稼働率70%は事実上フル稼
働だと考えてよいと思います。

また、もうひとつ時間帯という概念もあります。たとえば、公民館は夜の利
用率が高くなっています。就業後に打ち合わせや相談等で利用しますから、平
日の昼間は集まらないためできません。そうすると、50%の稼働率でもある
意味当然です。

○議長 集計の枠組みで見え方も変わるため、今後の参考にしていただければ
と思います。

○委員 **資料2**についてですが、近隣市町の実態や全国の中核都市はいずれも
考慮していないだとか、反映されていないだとか、それが普通というように聞
こえてしまいます。越谷市は越谷市で、他と比較する必要はないのではないで
しょうか。中核市になって34万人、徐々に人口も増えているところはあまり
ないのではないのでしょうか。そこで施設使用料が他と比べてどうというのはあ
まり気にする必要はないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○行政管理課長 事務局としては、当然市長の判断という部分もございますの
で、越谷市が主体的に決めるものであります。しかし、5市1町と相互利用し
ている関係もあり、今後もバランスをとりながらということになるかと思いま
す。

○議長 人の移動も広域的になっているため、自分の自治体で判断はできても
どこまで広域的に物事を考えるかというのは難しい部分もあります。

最終的には首長の判断で、終局的には有権者の判断です。周辺を考慮せざるを得ないというのが越谷市の意見ですが、今後考える際には、今回のような意見もあったというふうに考えていただければと思います。

○委員 前回配付の参考資料集にある、市民活動支援センターの活動室Bについてですが、コストが4,348円に50%をかけて2,174円、そして近隣の会議室との均衡を配慮して最終的に800円になってしまいます。

これは20%以下に下がっているということになりますが、これで自治体の経営は成り立っていくのかという疑問があります。使用料ですから自治体の収入には大きく影響はないと思いますが、このような考え方を、すべての収入支出の考え方に反映させるということをやっていると、自治体の今後の存立が危うくなるのではないかと考えます。越谷市だけでなくほかの自治体も存立は大丈夫なのだろうか、生き残っていけるのだろうかというように思います。4,348円だから4,000円、3,000円ということではなく、800円という数字が疑問なのですが、今後の自治体のあり方としてこのような考え方は、収入支出の関係の面でよいのでしょうか。

○委員 行政がサービスするというのは際限がないが、サービスと基本的な基準点の間でほどほどでやっていけるのであれば、事務局の回答とほとんど問題ないのではないのでしょうかという考え方でおります。

○議長 たしかに、施設の維持管理費が自治体の財政を圧迫しているということもあります。そのようなことを考えると、やっていけるだけの過大な税負担をしなくても、ある程度税で補填してもやっていけるというのであればその補填もありということになると思います。収入の財政状況と他の支出科目である福祉医療や教育に、どれだけ投入するかといった複雑な話にはなってくると思います。どの分野にどれだけ財政資源を投入するかということになりますので、最終的には首長と議会の関係であるかと思えます。ひとつのご提案として、財政に影響が出ないようにというご意見ということでもよろしいでしょうか。

市の財政当局や市長等幹部の方に考慮していただくようにしていただきたいと思えます。

○委員 コストの考え方は何を抜き出すかについて大きく変わってくると思います。

○議長 ありがとうございます。

○会長職務代理 皆さんの意見のとおりで、使用料の算出は機械的にやるものではなく、それぞれの施設には特有の利用状況や利便性があるため、単純にコストだけでは比較できません。例えば、地区センター・公民館はどの地区でも同じような施設を作ってほしいとのことでしたのですが、稼働率はこのとおりです。これについては戸張委員もおっしゃっていたように、今後利用率が上がる可能性も大いにあります。社会状況が重なって利用率が上がるものも下がるものもあるかと思いますが、それは致し方ないことのように思います。

いずれにしても、今回の改正案については賛成いたします。

一つや二つの指標で決定するのではなく、各方面から絞り込んで妥当なものを選んでいく設定の仕方が大事だと思いました。それぞれの地区性もありますので、是非使用料について妥当な線を決めていただきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

最終的にはガイドラインを元に各課で妥当な額を決めるということですので、実際の施設を管理している担当課にも、このような考え方がきちんと伝わるようにお願いいたします。

概ね、皆さんからご意見いただきましたがよろしいでしょうか。

改定案全体についての意見交換はこのあたりで終わりにさせていただきます。

最終的に、次回答申案をまとめることとなりますので、その答申案について、今後どのような進め方になるのか、事務局からご説明いただきたいと思います。

○行政課長 それでは、答申案のとりまとめ方につきまして、事務局の考え方をご説明させていただきます。

恐れ入りますがお手元の資料3をご覧くださいと思います。

これは、諮問に係りますこれまでの審議で、本改定案に対して審議会としてお認めいただいたもの、あるいは、委員の皆様からいただきました主な意見や要望等の中から、答申の内容として採用を検討されても良いのではないかとと思われるものを箇条書きに列記したものです。

まとめ方としましては、まず1点目受益者負担の算出について、合意した事項と主な要望、2点目は減免について、そして裏面になりますがその他のご意見ということで整理をさせていただき、合計18項目になります。

これに、本日いただきましたご意見等も踏まえまして、審議会としてご了承頂けるのであれば、会長と相談のうえ、事務局において次回ご審議いただく、たたき台となる答申案を作成させてもらいまして、ご提案させてもらうという

形をとりたいと存じますが、審議会としてのご判断をお決めいただきたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 最終的な答申案のまとめ方の説明と提案がございました。何かご意見
ありましたらお願いいたします。

○委員 事務局のご説明で結構だと思います。私は異議ありません。

○議長 ありがとうございます。

事務局にお任せしますというような意見がありましたが、よろしいでしょ
うか。

○委員 はい。の発言有り。

○議長 ありがとうございます。

それでは、答申案の起草については事務局にお任せするとしまして、当審議
会で答申案に盛り込む意見というのがあるわけですが、それにつきましては、
資料3で提示いただいたとおり、これまで皆様方からいただいた意見を列挙し
ています。この中から、表現の仕方もあると思いますので、基本的には皆さま
からこの場で出た意見を盛り込んでいきたいと考えています。

皆さんにお願いしたいのは、資料3で提示いただいた発言内容のご確認です。
それぞれ発言された方がいらっしゃると思いますけれども、発言のご趣旨と違
っているようなものがあればご発言いただきたいと思います。もうひとつは、
これに関して、削除してほしいものや付け足してほしいものなどがあれば是非
ご発言いただきたいと思います。今日ここで出た意見に関しては加える方向で
考えていきたいと思います。この2点に関していかがでしょうか。

○委員 事務局のほうから会長に相談してまとめるという形でいいと思います。
私の発言については若干整合性がない部分もあったかもしれませんが、会長
と事務局のほうで取捨選択していただくようお願いいたします。

今日は、(この意見は)残してほしい、これは削除してほしいという方のご意
見を聞くだけに、時間の都合もありますので提案いたします。

○議長 ありがとうございます。

それではご提案ありましたように、強いご意見があればぜひお願いいたしま
す。

○委員 まんまるよやくについて、見直したほうがいいのではないかという意見もあったように、既成概念にとらわれずもういちど検討していただいて、市民活動支援センターの使用量の算定について、どうみてもおかしいのではないかと私も思っていました。2割にも満たない800円というのはどうでしょうか。ある程度面積比率に合ったものだけでも料金を上げられれば、950円などといった数字になるかと思えます。そういった見方の検討を重ねてお願いいたします。

また、まんまるよやくの仕組みも含めて、ゾーニング、5市1町とそれ以外の2つではなく、大きく冒険的に3つのゾーンを検討していただきたいということを強く要望します。

○議長 ありがとうございます。

今日もこの前の議論でもご意見いただいていますので盛り込んでいきたいと思えます。この5市1町の負担率の関係をゾーニングして新たな考えを入れてもよいのではというご意見ですね。それから、周辺自治体とのバランスの関係についてですが現状ではやむをえない部分が仮にあるとしても、もう少し新たな考え方も視野にいれるということでもよろしいでしょうか。反映させるようにしていただきたいと思えます。他にこの点は是非というのがあればお願いいたします。

○委員 他の委員もおっしゃったように微妙なところもありますので、慎重に行政の改革を進めていただければありがたいと思えます。やはりお金のことで、サービスをしたら天まで突き抜けますので、ほどほどという線を引いていただければよいかと思えます。

○議長 ありがとうございます。

事務局からすれば心強いご意見ですが、ほどほどの線引きというのは難しいかと思えます。叱咤激励としてお受けしたいというように思えます。他にはございますか。

次回、案として提示させていただきますので、そこでご意見あれば賜ります。

今後については、事務局で文章化して答申案としての体裁に整えます。そしてその答申案を事前に配付していただき、次回の審議会で皆さんのご意見をいただき最終的な答申書として確定させていくことにしたいと思います。

他はよろしいでしょうか。本日の審議はここまでとなります。

それでは最後になりますが事務局から連絡等ありましたらお願いいたします。

○行政管理課長 はい、次回の審議会につきましては5月23日（木）午後1時半からこの会場で予定しています。審議内容につきましては答申書の案についてご審議をいただくということで、余裕をもちまして事前に送付させていただきますので、ご覧いただければと思います。

○行政管理課主幹 ありがとうございます。以上をもちまして第1回越谷市行政経営審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。